



---

# 千歳市本庁舎耐震改修及び 第2庁舎建設基本構想

---

平成27年9月

千 歳 市

# 目 次

## 第 1 章 基本構想策定の背景と経過

- 1 - 1 はじめに . . . . . 1
- 1 - 2 本庁舎耐震改修の必要性和老朽化（経過） . . . . . 1
- 1 - 3 教育委員会庁舎の老朽化と庁舎機能（教育委員会庁舎及び西庁舎）の分散化 . . . . . 2
- 1 - 4 対応策の検討経過 . . . . . 3

## 第 2 章 基本構想の理念と検討項目

- 2 - 1 市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎 . . . . . 4
- 2 - 2 市民がやすらぎ、交流できる庁舎 . . . . . 5
- 2 - 3 市民の安心・安全を守る防災拠点としての庁舎 . . . . . 7
- 2 - 4 市民サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎 . . . . . 8
- 2 - 5 地球にやさしい環境配慮型庁舎 . . . . . 9

## 第 3 章 基本設計に向けての検討事項

- 3 - 1 第 2 庁舎の面積設定 . . . . . 9
- 3 - 2 第 2 庁舎の建設位置 . . . . . 10
- 3 - 3 事業計画及び事業費 . . . . . 12
- 3 - 4 財政負担への配慮 . . . . . 12

## 資 料

- 平成 23 年度耐震診断結果 . . . . . 14
- 千歳市本庁舎耐震改修及び第 2 庁舎建設検討委員会設置要綱 . . . . . 18

## 第1章 基本構想策定の背景と経過

### 1-1 はじめに

現在の本庁舎は、昭和51年の供用開始から39年を経過し、施設・設備の老朽化が著しく、庁舎建設当時、約6万人であった人口も現在は9万5千人を超えており、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化により業務が拡大し、狭あいな状況となっています。

その結果、市庁舎は本庁舎以外に教育委員会庁舎、西庁舎等に分散化することになり、利便性、機能性等の点において、市民の相談や手続きが煩雑な配置となっています。

また、教育委員会庁舎は、昭和37年の建築から53年を経過し、建物全体の老朽化が著しく、モルタルの剥落、雨漏りなどが発生しており、外壁改修、屋根防水全面改修、高圧電気設備の更新が必要であるなど課題が多くあり、代替機能の確保は喫緊の課題となっています。

さらに、本庁舎は、多くの市民が利用する施設であるとともに、地震等の災害時において、災害対策本部を設置する施設となっていますが、平成23年度に実施した耐震診断の結果、事務棟及び市民ホール棟については、強度不足により耐震性能を満たしておらず、補強工事が必要であると判定されており、安全性の面においても不安が残ります。この不安を解消するために耐震補強工事を実施した場合、内部鉄骨ブレースやRC系耐震壁の設置に伴い、工事期間中は最低でも500㎡以上、工事完了後は100㎡以上の事務スペースが消失するという課題も抱えています。

そこで、耐震改修工事に伴う事務スペース消失への対応、教育委員会庁舎の著しい老朽化への対応、教育委員会及び建設部技術部門の集約により市民サービスの向上を目指し、市民の利便性向上を図るため、「千歳市本庁舎周辺再整備基本計画」に位置付けている第2庁舎を建設することとし、第2庁舎建設の後、本庁舎耐震改修等工事を実施します。

工事の実施に当たり、業務の継続性の確保と円滑な工事の推進を図るために、全庁的な横断組織として千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会では、本庁舎、教育委員会庁舎及び西庁舎の現状を把握し、検討課題となる「本庁舎の耐震性の確保」、「防災拠点としての機能強化」、「バリアフリー<sup>1</sup>」、「窓口サービスの向上」、「市民がやすらぎ、交流できる空間」等について、市民の視点に立った検討を行い、千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設基本構想として取りまとめています。

### 1-2 本庁舎耐震改修の必要性と老朽化（経過）

現在の本庁舎は、事務棟、市民ホール棟及び議会棟の3棟で構成されていますが、平成23年度に実施した本庁舎の耐震診断の結果、議会棟については耐震性能を満たしていますが、事務棟及び市民ホール棟の2棟については強度不足により耐震性能を満たしておらず、震度6強から7程度の大規模地震が発生した場合には倒壊する危険性があり、耐震補強工事が必要であると判定さ

<sup>1</sup> 高齢者や障がい者などが生活していく上で、障壁となるものを取り除くこと。

れています。

耐震改修等工事の補強方法としては、外壁を改修するほか、事務棟南側（スロープ側）の地階から3階にかけて外部に鉄骨ブレース<sup>2</sup>を設置するとともに、事務棟1階内部を中心に内部鉄骨ブレース、RC系耐震壁<sup>3</sup>などを設置することになりますが、その設置に伴い工事期間中は最低でも500m<sup>2</sup>以上、工事完了後は100m<sup>2</sup>以上の事務スペースが消失するという課題が残ります。

### 1-3 教育委員会庁舎の老朽化と庁舎機能（教育委員会庁舎及び西庁舎）の分散化

教育委員会庁舎は、昭和37年10月に市民会館として建築・供用開始し、市民文化センター及び市立図書館が整備されたことに伴い、昭和62年度に市民会館を廃止し、平成元年4月から教育委員会庁舎として使用しています。その間、3度の増築や改修を繰り返していますが、建築から既に50年以上経過し、躯体・給排水設備など建物全体の老朽化が著しく、また、西庁舎の分散化により市民の手続きが煩雑になっていることから、その対応策の検討が急務となっています。

#### (1) 教育委員会庁舎の状況

屋根防水やモルタル壁面の劣化が進み、雨漏りやモルタル片の落下などの発生のほか、内壁、柱、高圧電気設備、水道設備など、躯体・設備の全てにおいて、老朽化が著しく、危険回避のための応急的な修繕で対応している状況となっています。

また、建物の気密性が低く、隙間風などにより断熱性が低いほか、廊下やホールには暖房設備がないことから、冬期間の冷え込みが厳しいなど、執務環境が厳しい状況にあります。

このほか、エレベーターがなく、バリアフリー対応となっていないことに加え、2階にトイレがないことや執務室の狭あい化など、市民、職員等の利便性は極めて低いものとなっています。

#### (2) 西庁舎等の分散化

西庁舎の建設部技術部門及び教育委員会は本庁舎から離れて分散化しており、市民の利便性向上及び効率的な行政活動を行う観点から集約することが望ましく、「本庁舎周辺再整備基本計画」の第2段階計画では、第2庁舎を新設し行政機能の集約を図ることとしています。

<sup>2</sup> 木造の筋かいと使用方法が似ており、柱や梁などで四辺形に組まれた軸組に対角線状に鉄骨ブレースを入れ建物を補強する手法。

<sup>3</sup> 建築物において、地震の水平荷重(横からの力)に抵抗する能力をもつ壁のこと。

## 1-4 対応策の検討経過

これらの現状等を踏まえ、その対応策について検討を行った結果は以下のとおりです。

案区分	メリット	デメリット（課題）
第2庁舎建設 + 本庁舎耐震改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会及び建設部技術部門の集約による市民の利便性向上</li> <li>・教育委員会庁舎老朽化への対応</li> <li>・耐震改修工事によるスペース消失の解消</li> <li>・本庁舎狭あい化解消による市民サービス向上</li> <li>・職員の執務環境の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源確保</li> <li>・耐震改修実施時期の変更</li> </ul>
プレハブ庁舎建設 + 本庁舎耐震改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2庁舎建設に比べ、安価、短期間での建設可能</li> <li>・早期の耐震改修工事実施が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模によっては相応の財政負担</li> <li>・防衛補助が見込めない</li> <li>・第2庁舎規模でなければ教委庁舎老朽化に対応不可</li> </ul>
民間施設活用 + 本庁舎耐震改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移設、借上げ等の経費を合算しても庁舎建設より安価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎の分散化</li> <li>・駐車場の確保</li> <li>・教委庁舎老朽化に対応不可</li> </ul>
市民ホールの活用 + 本庁舎耐震改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政的な負担が一番少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の分割実施による市民サービスの低下や業務の混乱</li> <li>・教委庁舎老朽化に対応不可</li> </ul>
免震補強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務スペース消失を回避できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費が膨大</li> <li>・教委庁舎老朽化に対応不可</li> </ul>

メリット・デメリットを比較した場合、案及び案では、教育委員会庁舎老朽化への対応ができないこと、案では、教育委員会庁舎老朽化に対応をする場合は第2庁舎規模が必要である一方、補助金など財源確保に課題があること、案では事業費が膨大であり現実的ではないなど、それぞれ課題が多い結果でした。

案では、財源確保と耐震改修時期の変更が課題となりますが、教育委員会庁舎老朽化への対応、庁舎の集約化、消失スペースの確保などの効果が大きいものと考えられ、案の第2庁舎建設を基本に検討を進める結果にいたっています。

## 第2章 基本構想の理念と検討項目

市役所庁舎は、現在の庁舎が抱える行政サービスの機能的・効率的な提供などの課題を解決するだけでなく、「まちづくりを推進する中核的な公用施設」と位置付ける必要があります。

また、「市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎」など市民の視点に立った庁舎づくりを目指す必要があることから、本庁舎の耐震改修等工事及び第2庁舎建設工事の実施にあたり、次のとおり理念を定め、今後、基本設計や実施設計において詳細に検討を進めます。

市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎

市民がやすらぎ、交流できる庁舎

市民の安心・安全を守る防災拠点としての庁舎

市民サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎

地球にやさしい環境配慮型庁舎

### 2-1 市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎

社会情勢の多様化・複雑化に伴い、市民個々の行政に対するニーズも変化しており、市民が市役所を訪れた際に安心して相談ができ、窓口での各種サービスを円滑に受けられることができる機能や空間を整備する必要があります。

#### < 課題：窓口部門の狭あい化 >

社会情勢や地方分権などに伴う市民ニーズや行政サービスの多様化・複雑化により、特に市民の出生、結婚、出産などのライフイベントに密接に関連した本庁舎1階の窓口部門の執務スペースが狭あい化しています。

このことに伴い、市民の諸手続きに必要な窓口スペースが十分に確保されていないことや、市民が安心して本市に相談できるプライバシーに配慮した相談スペースなどが不足しています。



【執務スペースの影響を受ける窓口】

< 検討する項目 >

- ・バリアフリーに配慮した第2庁舎整備
- ・市民の利用が多い窓口機能の第2庁舎への集約
- ・個人のプライバシーに配慮した窓口や相談スペースの設置
- ・ゆとりのある廊下や待合スペースの確保
- ・総合案内の充実やキッズコーナーの整備
- ・ピクトサイン<sup>4</sup>や触知図<sup>5</sup>（点字図面）など、市民にわかりやすいサインプラン

< イメージ >



【さいたま市役所総合案内】



【プライバシーに配慮した妙高市役所】

## 2-2 市民がやすらぎ、交流できる庁舎

市役所には様々な目的をもって市民が訪れますが、来庁時に「気軽に、快適に、やすらげる」スペースが不足している状況にあります。

このため、来庁時に市民がやすらげる場や、市民同士の交流や市民活動促進などのきっかけとなるような場を設ける必要があります。

さらに、廊下や待合スペースの十分な確保、キッズコーナーの整備などにより、ゆとりある空間の創出が求められます。

< 課題：市民がやすらげるスペースの不足 >

現在、本庁舎内には食堂と喫茶コーナーを設けていますが、場所がわかりにくいことや、市民ロビーについては各種展示等によって頻繁に使用していることに加え、確定申告会場や期日前投票会場などにも活用していることから、市民が気軽に快適にやすらげるスペースが不足している状況にあります。

<sup>4</sup> 言葉や文字に代わって絵・図を用いることで、一目でその表現内容がわかるようにされたサインで、公共空間において外国人などに対して内容の伝達を直感的に行う情報提供手段。

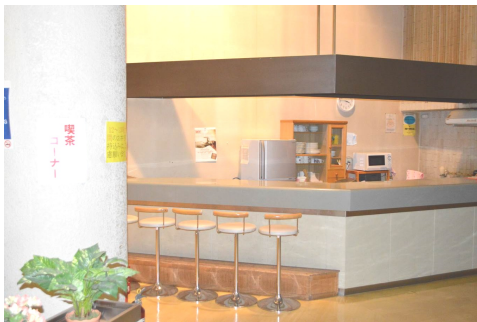
<sup>5</sup> 視覚障がい者が触覚により空間認識を行うための地図のこと。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字により表現。



【1階 確定申告などに利用される市民ホール】



【地階 市民にわかりにくい食堂配置】



【2階 市民にわかりにくい喫茶コーナー配置】



【1階 待合がない福祉・高齢者窓口】

< 検討する項目 >

- ・市民が気軽に利用できるカフェなどの飲食スペースの設置
- ・ゆとりある廊下や待合スペースの確保（再掲）
- ・第2庁舎と市民ホール棟の接続による市民ホールの有効活用
- ・キッズコーナーの整備（再掲）

< イメージ >



【明るい青梅市役所喫茶コーナー】



【北杜市役所キッズコーナー】



## 2-3 市民の安心・安全を守る防災拠点としての庁舎

近年の異常気象などにより本市においても自然災害が発生する頻度が増加していることなどを踏まえ、災害対策本部としての機能を確保するため、喫緊の課題である本庁舎の耐震改修工事を早期に実施し、市民の生命や財産を守る必要があります。

また、災害発生時における市民の救助・復旧活動の円滑化や災害・安否情報の提供などを行うため、防災拠点機能の充実が求められます。

### <課題：本庁舎の耐震性不足>

近年、東日本大震災などの自然災害が多発する中、本庁舎については、耐震診断結果から耐震性が不足しており、災害発生時、防災拠点としての機能のほか、重要な情報資産を保全することができない可能性があることから、早期の耐震改修工事が必要となっています。



【他市学校の内部鉄骨ブレース】

### <課題：防災拠点機能の充実>

本庁舎は、災害対策本部を設置し、人命救助や災害復旧を計画・実行する重要な公用施設です。

このことから、災害対策の中核となる機能の確保を図る必要性があり、市内災害状況の映像による分析や自衛隊などの災害対応関係機関が一堂に会して人命救助対策などを検討する防災会議室、災害時本部機能として必要な資機材の集約など防災拠点機能の整備が急務となっています。



【H26.9.11 本市の災害対策本部の現状】

### <検討する項目>

- ・防災会議室の設置
- ・災害対策本部機能として必要な資機材の集約
- ・災害時に災害・安否情報などを掲示するスペースの確保
- ・免震性（免震床、免震ラック）を有したサーバー室の設置による住民情報の保全

### <イメージ>



【岡崎市防災会議室】

## 2-4 市民サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎

市民サービスの充実を図るため、市民の庁舎内での移動時の負担軽減、機能的・効率的に事務を遂行できる執務環境の整備などが必要です。

このため、庁舎機能の集約化や市民目線に立った部署の配置などを行うとともに、レイアウトの効率化を図るため、第2庁舎については、OAフロア<sup>6</sup>の設置やユニバーサルプラン<sup>7</sup>の一部導入など、機能的・効率的な執務環境について検討します。

### < 課題：教育委員会庁舎の老朽化と庁舎機能の分散化 >

教育委員会庁舎は、建築から50年以上が経過しているため、著しい老朽化、バリアフリーに配慮した構造となっていないことのほか、本庁舎と分散していることから、分かりづらく、市民の利便性を損なう状況となっています。



【老朽化が著しい教育委員会庁舎】

また、建設部は本庁舎と西庁舎に分散して配置しているため、教育委員会庁舎と同様に分かりづらく、市民の利便性を損なう状況となっています。



【分散化している西庁舎】

### < 検討する項目 >

- ・市民の目線に立った部署の配置や動線の確保
- ・教育委員会機能と西庁舎機能の集約化
- ・第2庁舎と本庁舎の接続
- ・OAフロアの設置及びユニバーサルプランの一部導入

### < イメージ >



【OAフロア例】



【つくば市役所ユニバーサルプラン】

<sup>6</sup> 基礎となる床と増設した床の間で、自由に配線できるように2重にした床のこと。

<sup>7</sup> 標準的な執務レイアウトを定め、組織や人員の変更時は、レイアウトを変更せず人と文書だけが動く方式

## 2-5 地球環境にやさしい環境配慮型庁舎

第2庁舎には、自然エネルギーの活用や省エネルギーに優れた設備・資材の導入など、環境への負荷低減やコスト削減について検討する必要があります。

### < 課題：公共施設における自然エネルギーの導入 >

近年、千歳市における公共施設においては自然エネルギーをできるだけ導入して環境負荷の低減に寄与しており、今後、建設する第2庁舎等においても、その趣旨を継続する必要があります。

また、第2庁舎に限らず、設備機器などを更新する場合も同様に取組が求められます。



【そなえーる 自然エネルギー導入施設】

### < 検討する項目 >

- ・省エネルギーに優れた設備や資材を導入し、ランニングコストを低減
- ・LED化の推進
- ・太陽光発電などの自然エネルギーの活用

## 第3章 基本設計に向けての検討事項

### 3-1 第2庁舎の面積設定

庁舎として必要となる面積の算定については、一般的に用いられる「総務省起債事業費算定基準<表1>」をもとに、一部、当市の実態に合わせた換算率で計算するとともに、さらに、プライバシーなどに配慮した「市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎」や「市民がやすらぎ、交流できる庁舎」に対応するための余裕を考慮すると、第2庁舎の面積は概ね4,500㎡となります。

よって、4,500㎡規模（渡廊下除く）を基本設計に必要な基礎面積とするとともに、今後、基本設計、実施設計の段階を経て詳細に面積や建設する位置などを精査することとします。

<表 1>

庁舎用途区分	適用	算出面積
事務室		3,854.0
倉庫	の面積 × 13%	501.0
会議室（会議室、電話交換室、便所、洗面所その他諸室）	H26.5.1現在職員数504人 × 7㎡	3,528.0
玄関等（玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分）	～ の合計面積 × 40%	3,153.2
必要な庁舎面積	～ の合計面積	11,036.2
本庁舎の面積	現状の本庁舎の面積	6,619.0
第2庁舎の面積	-	4,417.2
		<b>4,500</b> m <sup>2</sup>

表 1 については、議会棟、市民ホール棟（地階を除く）を面積に含めない（議員、議会事務局人数同様）

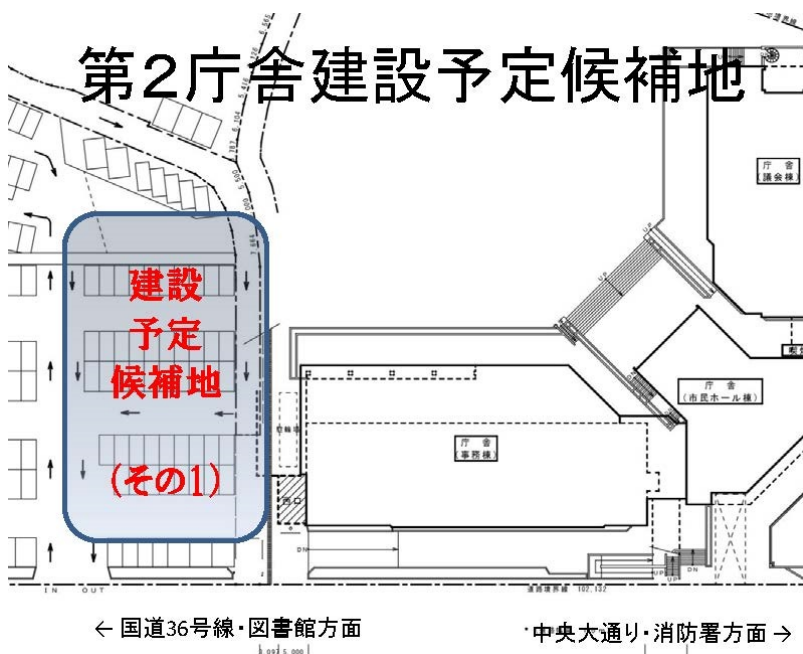
### 3-2 第2庁舎の建設位置

第2庁舎を本庁舎西口駐車場側に建設した場合、市役所駐車場は第2庁舎建設（赤）により遺失する面積に加え、工事期間（H29～30）の2カ年は、約130台分は建設工事に必要な工事エリア（青）として活用できない状況が想定され、新たな駐車場の確保や市民サービスを低下させない手法について考慮する必要があります。

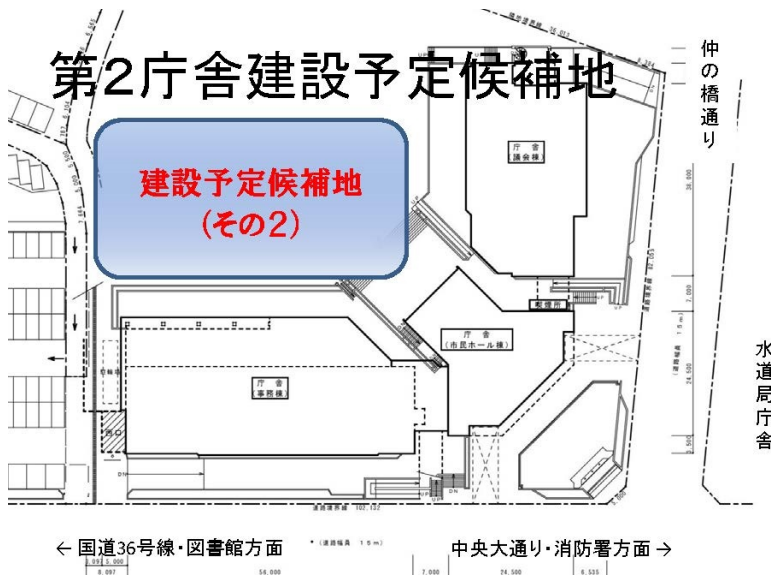
第2庁舎を市民庭園側に建設した場合は、駐車場を現状のまま使用でき、さらに建設工事に必要な工事エリアは約40台分まで減少することが可能になり、また、市民ホール棟等との接続により、本庁舎と第2庁舎が回廊式となり市民ホールを有効に活用することが可能となりますが、記念樹などの移設に課題が残ります。

今後、市民サービスを低下させないことを念頭に置き、基本設計において第2庁舎の配置について検討します。

<第2庁舎建設工事における必要工事エリア想定図（西口駐車場側）>



< 第2庁舎建設工事における必要工事エリア想定図（市民庭園側） >



### 3-3 事業計画及び事業費

#### < 事業計画 >

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 2 庁舎 基本設計					
第 2 庁舎 実施設計					
第 2 庁舎 建設工事					
耐震改修工事 基本設計					
耐震改修工事 実施設計					
耐震改修工事					

#### < 概算事業費 >

(単位：千円)

建設区分	区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	合計
第 2 庁舎	金額	18,800	52,900	441,700	1,943,600	0	2,457,000
	内容	基本設計	実施設計	建設工事 工事監理			
耐震化等 改修工事	金額	6,200	0	0	15,300	475,000	496,500
	内容	基本設計			実施設計	改修工事	
合 計	金額	25,000	52,900	441,700	1,958,900	475,000	2,953,500

概算事業費は、基本設計・実施設計前に想定する工事費であり、基本設計・実施設計における検討、資材・人件費の上昇などの要因により、事業費に変動が生じることがあります。

第 2 庁舎等への移転費、第 2 庁舎備品購入費、教育委員会庁舎解体費等は含まれません。

### 3-4 財政負担への配慮

第 2 庁舎建設に必要な規模や市民サービスの充実を図る機能の確保などは重要ですが、並行して、今後、具体的に検討するうえで効率的な第 2 庁舎建設を目指し、建設に必要となる費用の抑制に努める必要があります。

なお、財源については、国庫補助金や地方債を活用するとともに、公共施設整備基金を取り崩して対応するなど、可能な限り地方債の発行と一般財源の縮減を図ります。

---

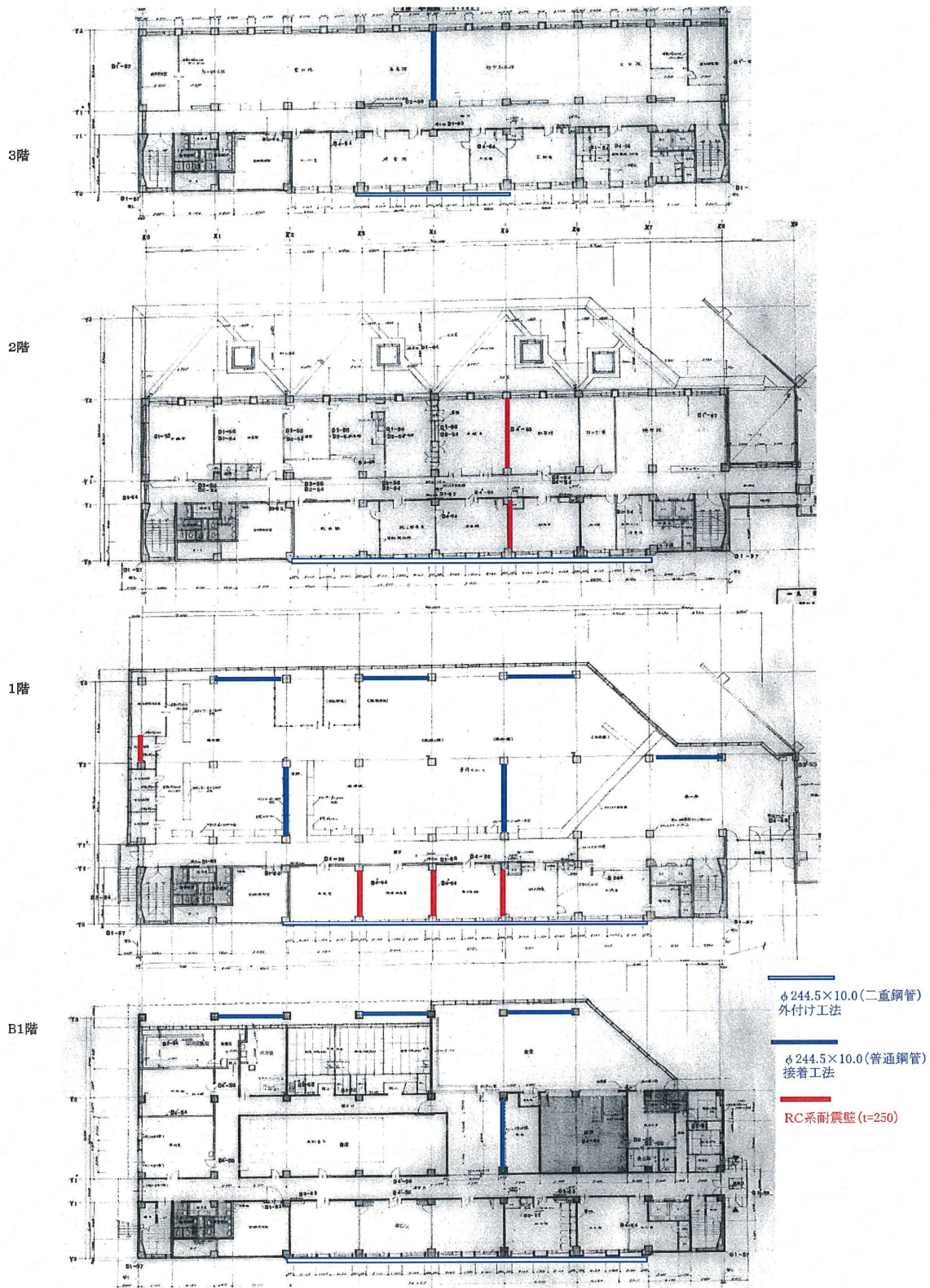
## 参 考 资 料

---

資料：平成 23 年度耐震診断結果

< 事務棟 鉄骨ブレース及び RC 耐震壁位置図 >

外付けKTブレースを主とした案(I=1.25)

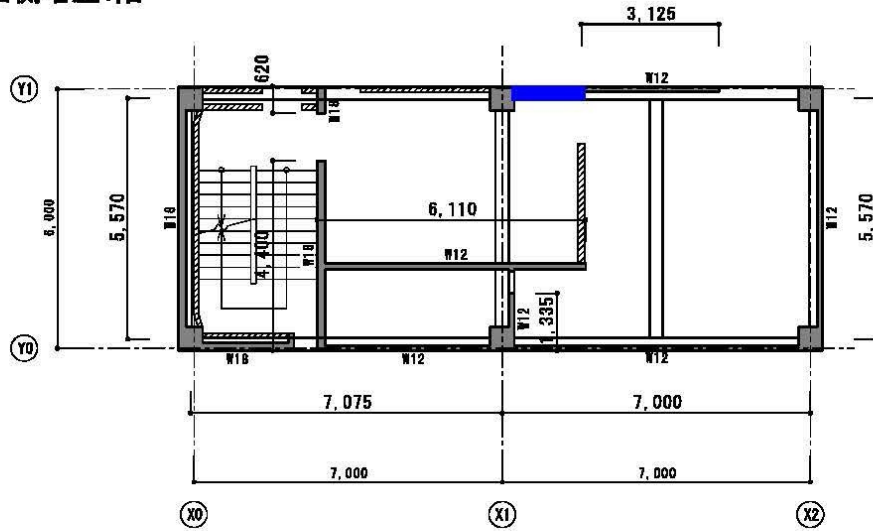




< 事務棟塔屋 鉄骨ブレース及びRC耐震壁位置図 >

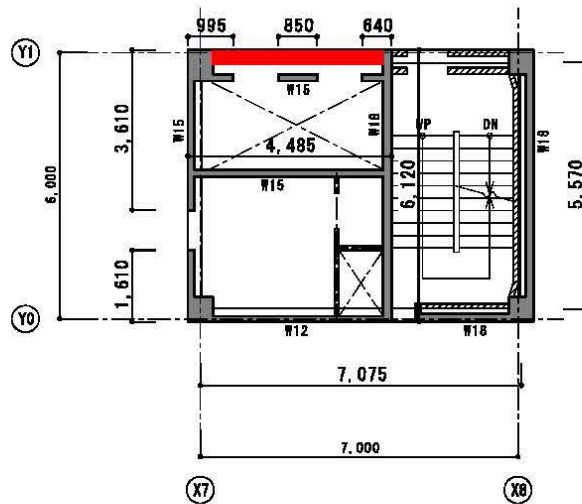
補強位置図 U=1.25時

西側塔屋1階



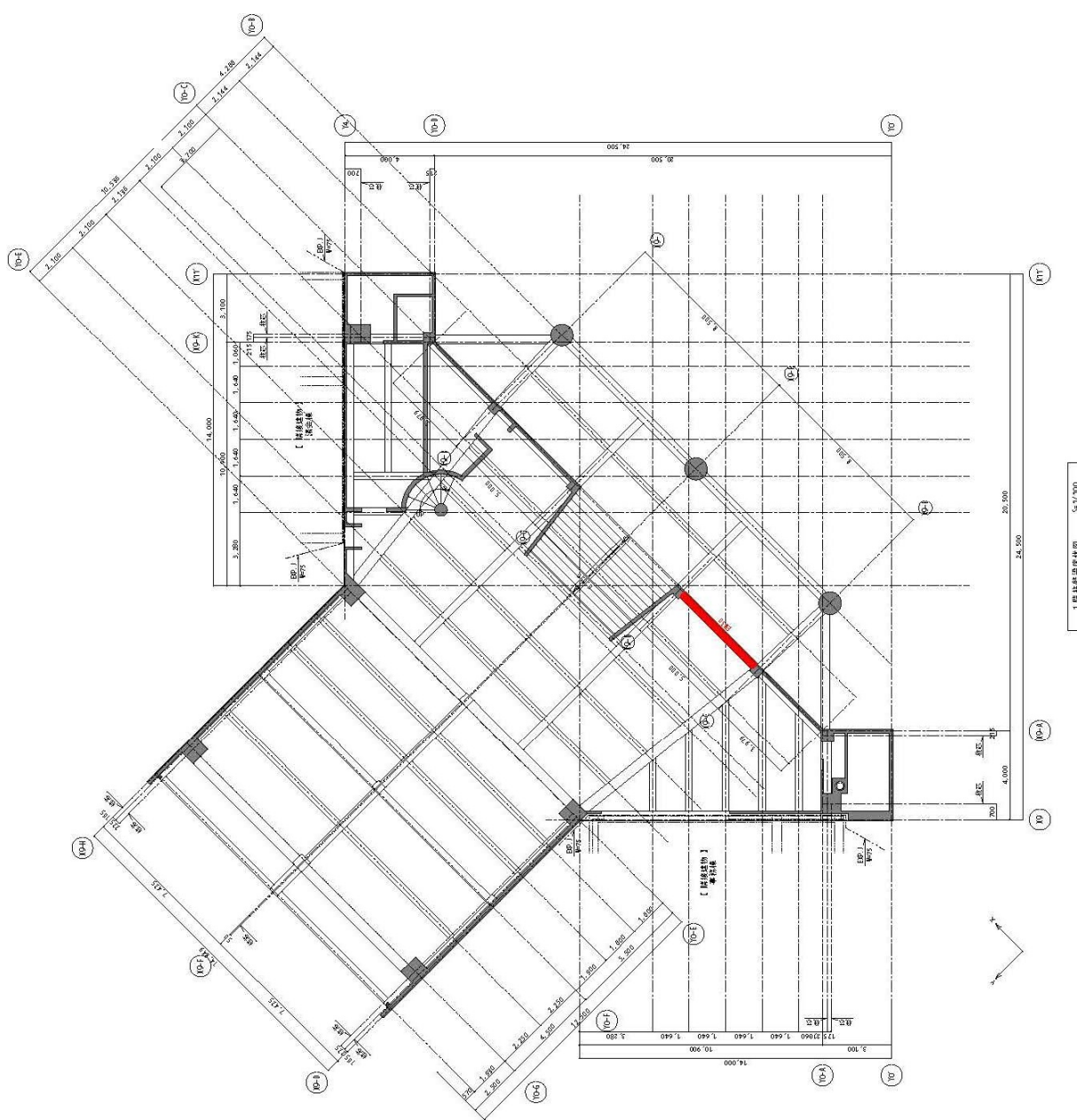
■■■■ 開口閉塞を示す

東側塔屋1階

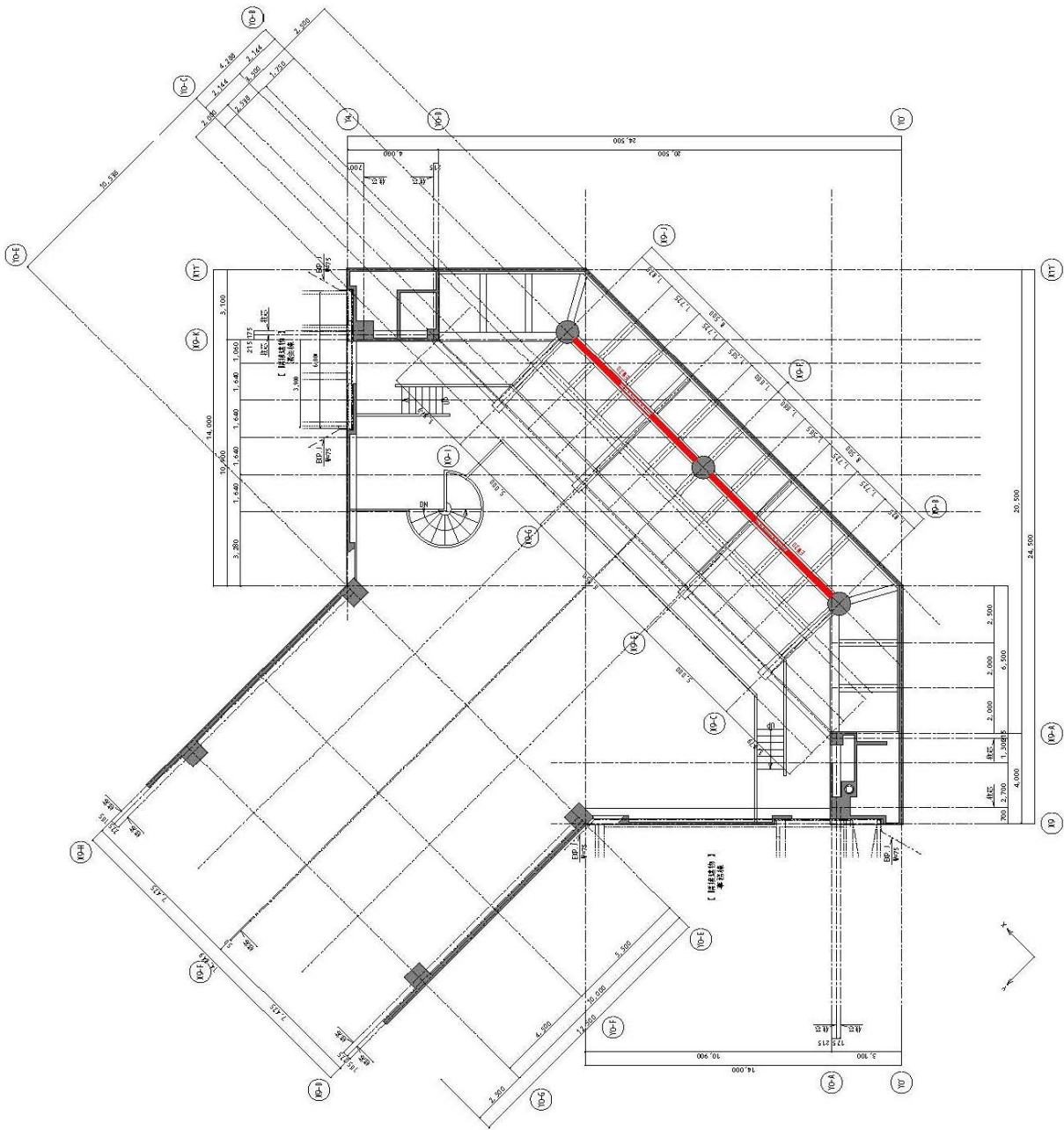


■■■■ RC耐震壁を示す

< 市民ホール棟 1F 鉄骨ブレース及びRC耐震壁位置図 >



< 市民ホール棟 2F 鉄骨ブレース及びRC耐震壁位置図 >



2階柱位置関係図 5-1/100  
 20.1 階柱位置関係図 (S/F 2F)

千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設検討委員会設置要綱

平成26年4月21日市長決裁

(設置)

第1条 千歳市本庁舎の耐震改修及び第2庁舎の建設(以下「庁舎建設等」という。)に関し必要な事項を調査検討するため、千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 庁舎建設等の構想並びに基本方針及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 庁舎の有効活用並びに市民等の利便性の確保及び向上に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁舎建設等に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長をもって充て、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 第2条に規定する事項の調査、研究、調整等を行うため、委員会に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、委員長が指名した別表2に掲げる職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、検討経過等について、委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

別表1（第3条関係）

所 属	職 名
	副市長
企画部	部長
総務部	部長
市民環境部	部長
保健福祉部	部長
産業振興部	部長
観光スポーツ部	部長
建設部	部長
教育部	部長

別表2（第5条関係）

所 属	職 名
企画部	企画課長 空港・基地課長 参事 企画調整係長
総務部	次長（総務・財務担当） 次長（組織・人事担当） 総務課長 財政課長 行政管理課長 総務係長 財政係長 行政経営係長
市民環境部	市民生活課長
保健福祉部	福祉課長
産業振興部	商業労働課長
観光スポーツ部	交流推進課長
建設部	道路管理課長 事業庶務課長 建築課長 事業庶務係長 建築係長
会計室	会計課長
選挙管理員会事務局	選挙課長
監査事務局	監査課長
農業委員会事務局	管理課長
教育部	企画総務課長 総務係長

---

千歳市本庁舎耐震改修工事及び第2庁舎建設工事

基本構想

平成27年9月

発行 千歳市総務部総務課、行政管理課、

建設部事業庶務課、建築課

電話 (0123) - 24 - 0109 (総務部総務課)

---